

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和4年8月17日（諮問第116号）

答申日：令和4年12月28日（答申第96号）

事件名：建築確認申請台帳の一部公開決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

豊橋市長が行った、建築確認申請台帳（以下「本件対象文書」という。）に係る一部公開決定については、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

令和4年1月25日付けで審査請求人が豊橋市長（以下「処分庁」という。）に提出した公文書公開請求書及び令和4年4月25日付けで審査請求人が審査庁に提出した審査請求書によると、審査請求人の審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和4年2月1日付け3豊建指第167号により処分庁が行った一部公開決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の受付番号977の項中、公開しないこととした部分のうち、個人の印影及び直筆のサインは誰のものかを求めたい。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 証明書（審査請求人が審査請求書に添付した令和3年2月25日付けで豊橋市長が発行した証明書の写しをいう。）のとおり敷地面積がない、検査済証の交付がない。

- (2) 登記簿等に表題部の表示の登記をしていないはずなのに、なぜ、登記事項要約書（審査請求人が審査請求書に添付した登記事項要約書の写しをいう。）に「昭和45年7月25日新築」と表示されたのか疑問であるから、確認してもらいたい。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年1月25日付け（同日受付）で処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、本件対象文書に係る公開請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が同年2月1日付けで一部公開の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年4月25日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において一部公開とした本件対象文書である。

#### 3 非公開とした部分について

- (1) 本件対象文書のうち、非公開とされた情報は、建築主氏名及び建築場所（公開請求に係る部分を除く。）並びに確認通知書交付年月日印の欄の印影及びサインである。
- (2) 当該情報は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第6条第1項第1号に規定する非公開情報に該当するため、一部公開の原処分とした。

#### 4 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年8月17日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和4年11月24日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、建築確認申請台帳である。

審査請求人は、処分庁が行った原処分について、本件対象文書の受付番号977の項中、公開しないこととした部分のうち、個人の印影及び直筆のサインの部分の公開を求めており、処分庁は本件対象文書の一部が条例第6条第1項第1号に該当するため、非公開とした原処分を妥当であると主張していることから、本件対象文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

##### 2 非公開情報該当性について

- (1) 本件対象文書の受付番号977の項中、公開しないこととした部分のうち、個人の印影又は直筆のサインの部分は、条例第6条第1項第1号に該当するか

ア 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。

イ 同号の趣旨は、特定の個人を識別することができる情報が公開されることにより、当該個人のプライバシーが侵害されないようにすることである。

ウ 本件対象文書の受付番号977の項中、公開しないこととした部分のうち、個人の印影又は直筆のサインの部分は、個人に関する情報であって、その記載により特定の個人を識別することができるものに当たるから、条例第6条第1項第1号に該当する。また、同号アからエまでのいずれにも該当しない。

### 3 本件一部公開決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第6条第1項第1号に該当するとして非公開とした決定については、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

## (第2部会)

委員 河邊伸泰、委員 菅生剛弘、委員 松村享